

## 向日市妊産婦健康診査助成事業について

### (1) 助成対象者

向日市に住民票があり京都府医師会、大阪府府医師会加入の医療機関、京都府助産師会加入の助産院以外で妊産婦健康診査を受診される方

### (2) 助成制度の利用について

妊産婦健康診査を受診される時は、妊娠届出時にお渡しした「受診券つづり（ピンク小冊子）」を医療機関に提示し、受診日、医療機関名及び健診結果を記入してもらってください。健診費用をお支払いいただき、医療機関の発行する領収書をもらってください。

### (3) 助成金の申請手続きについて

助成金の請求は妊産婦健康診査の受診日から1年以内に行ってください。

〈申請に必要な書類〉

- 向日市妊産婦健康診査助成金交付申請書兼請求書(向日市ホームページからダウンロードできます)
- 受診券つづり（受診日、医療機関名、健康診査所見が記載されたもの）
- 医療機関が発行する領収書（コピー可。妊産婦健康診査を受けたことが確認できるもの。）
- 母子健康手帳妊産婦健康診査・産婦健康診査結果記録欄の写し（コピー）
- 本人名義の振込み口座のわかるもの

### (4) 助成金の支払い

- ①申請書提出月の翌月に、交付決定通知書を送付します。
- ②助成金額には、限度額があるため、支払い金額の全額助成はできません。
- ③助成金は、口座振込みとさせていただきます。

### (5) 注意事項

受診券つづり（ピンク小冊子）は、切り離さずに使用してください。

〔問合せ〕 向日市市民サービス部健康推進課 TEL 075-874-2697（直通）